

とくべつけいほう ぼうふうけいほう はつれいじ たいおう
特別警報および暴風警報発令時の対応について

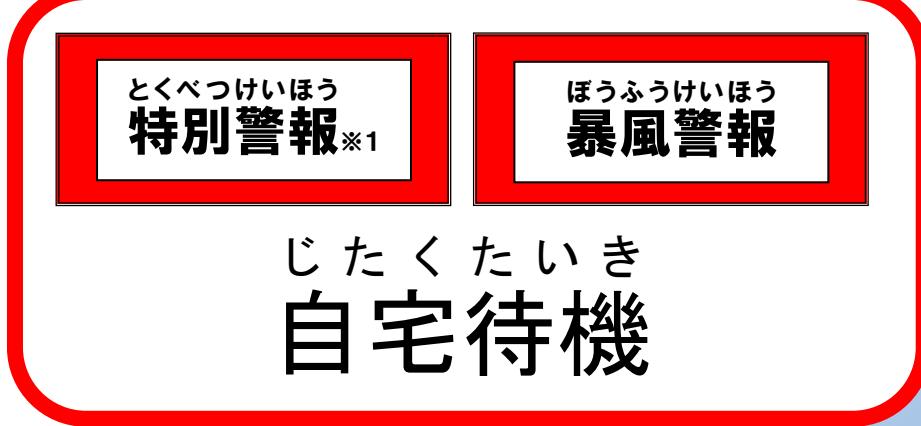
かどまし きょういくい いんかい
門真市教育委員会

おおさかふぜんいき とうぶおおさかちいき かどまし ひと たいしょう けいほう
大阪府全域、東部大阪地域および門真市のいずれか一つにでも、対象の警報
はつれい ばあい かどまし しょう ちゅうがっこう いか そち おこな
が発令されている場合、門真市の小・中学校では以下の措置を行います。

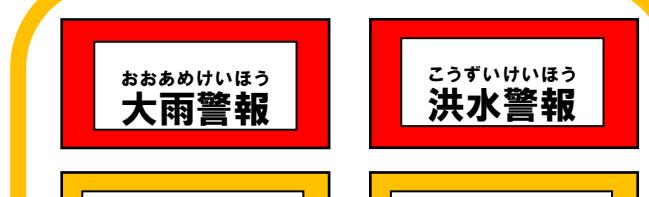
じどう せいと じたく ばあい
①児童・生徒が自宅にいる場合



午前7時



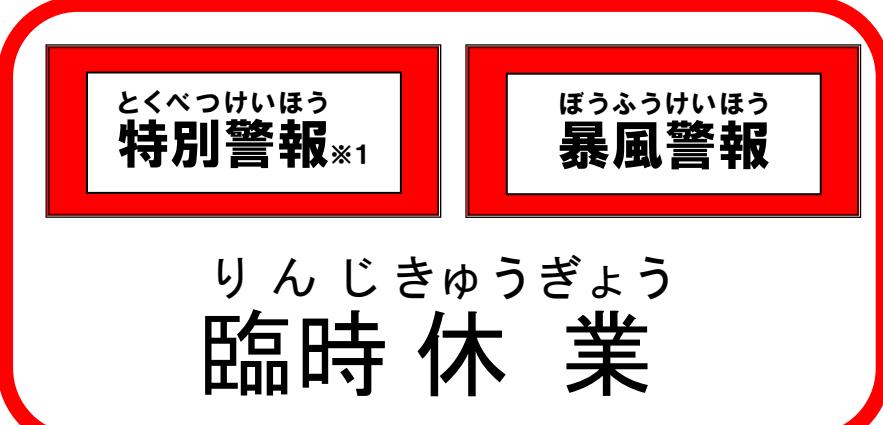
かいじょ
解除
されない



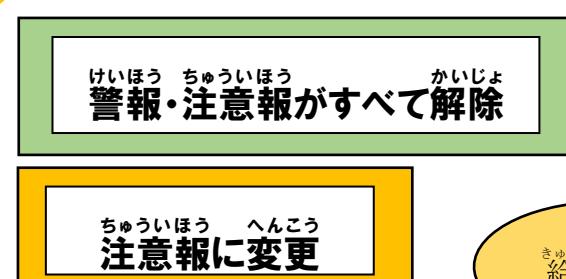
つうじょうとうこう
通常登校※2



午前9時



かいじょ
解除
された



きゅうしょく
給食あり

ごぜん じ とうこう
午前10時までに登校※3

※1 実際には、「大雨特別警報」のように、「〇〇特別警報」として発表されます。

※2 大雨警報・洪水警報の場合でも、校長の判断により「臨時休業」や「始業時刻繰り下げ」等の
対応を行う場合があります。

※3 小学校における集団登校など詳細については、各学校からお知らせします。

じどう せいと がっこう ばあい
②児童・生徒が学校にいる場合



すみ げこう
速やかに下校

あんぜんかくほ りゅうい うえ すみ
安全確保に留意の上、速やかに
げこうそちこう 下校措置を講じます。



がっこうたいき
学校待機

みまもひなんとう
ただちに身を守るため、避難等の
そちこう 措置を講じます。

※ 場合によっては、保護者のお迎えをお願いすることがあります。